



全難聴便り

発行：事務局 〒162-0066

東京都新宿区市谷台町 14-5

MSビル市ヶ谷台1F

編集：全難聴事務局

電話：03 (3225) 5600

FAX：03 (3354) 0046

URL：<https://www.zennancho.or.jp>

E-Mail：zennancho@zennancho.or.jp



情報コミュニケーション4 団体連絡会 4月5日

4月5日、情報コミュニケーション4 団体連絡会が開催され、新谷理事長と佐野事務局長が参加しました。概要、以下の通りです。

1. 各団体からの情報提供

(日視連)

- ・民事訴訟IT化に係わる法制審議会のヒアリングにJDFの一員として参加予定。
- ・読書バリアフリー法の基本計画作成が自治体で進められている。日視連としてその作成に協力していく。
- ・労働問題に関する福祉と雇用の連携について、厚労省内のWGの検討が終わって、親の研究会での議論に移る。

(日盲連)

- ・3日間にわたって理事会を対面・オンライン併用で実施。
- ・今年度の全国ろうあ者大会は中止。
- ・70周年記念映画「咲む」の上映を全国で展開中。

(盲ろう者協会)

- ・大阪のヘレンケラー協会の理事長をしていた門川氏が東京に移り、今後全国盲ろう者協会の立場で活動する。
- ・コロナワクチン接種で盲ろう者への優先接種を厚労省に要望した。公明党山口代表も記者会見でこの動きを支持した。

(全難聴)

- ・全国中途失聴者・難聴者福祉大会を今年11月大分で開催する。現在その準備を進めている。
- ・今年度の総会は6月20日に対面で開催する方向で進めている。

2. 障害者政策委員会の動き

- ・現委員長の石川さんが委員長を続ける。
- ・障害者差別解消法の改正議論をした。事業者の合理的配慮提供が法的義務となる方向。施行期間は3年を2年に短縮することを検討している。
- ・障害者基本法改正は未だ話題になっていない。
- ・「障害」の標記を「障碍」に改める議論が出ている。

3. 社会保障審議会障害者部会の動き

- ・今月、障害者総合支援法改正についてのヒアリングが実施される。
- ・厚労省が示している論点以外に意思疎通支援事業を地域生活支援事業から個別給付に移し、財源を義務的経費とすることが大きな論点となるだろう。

4. 労働政策審議会障害者雇用分科会の動き

- ・福祉と雇用の連携に関する ①アセスメントWG ②支援者人材養成WG ③理念検討WGの3つのWGの議論が3月で終了し、親の検討委員会での論点整理した

ものが 4 月 23 日の障害者雇用分科会で報告される。

- そのあと、雇用分科会の議論を経て、障害者雇用促進法の改正議論が行われる。
5. その他、コロナワクチン接種問題
- 全国盲ろう者協会から話があった IDA の動きについては、メーリングリストで報告したとおり。(全難聴)
 - 知的障害者、精神障害者の優先接種が言われているが、優先する根拠が不明確
(日視連)
 - ワクチン接種にあたっての環境整備の問題にウエイトを置いて行動している。
(ろうあ連盟)
 - 盲ろう者通訳介助者への優先接種について厚労省は理解を示している。
(盲ろう者協会)

📌 障害者差別解消法改正案が 4 月 16 日の衆議院委員会で可決

全事業者に障害者への「合理的配慮」を義務付ける障害者差別解消法改正案が 4 月 16 日衆院内閣委員会で、全会一致で可決され、参議院に送られました。議員からは難聴問題への質問が多く出て、兵庫県明石市などが事業者にも筆談ボードなどを助成している例を挙げて、国による助成制度を求めたり、ワクチン接種の予約は、電話だけではなく FAX、パソコン、スマートフォンによる予約を可能にする、接種会場には行動に不安な難聴者・中途失聴者に筆談・コミュニケーションボードによるサポートを行う必要がある、など全難聴の要望に沿った質問も行われました。

📌 社会保障審議会障害者部会ヒアリングで意見

標記部会で障害者総合支援法改正にあたっての障害者団体ヒアリングがあり、新谷理事長がオンラインで参加しました。グループ分けがされており、参加したグループではろうあ連盟、全難聴、日本難病・疾病団体協議会の 3 団体が 1 団体 10 分で意見を述べました。

全難聴は以下の 3 点について意見を述べました。

1. 障害者総合支援法第 4 条において、「この法律において障害者とは、身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者」とされていますが、この規定を障害者基本法の定義に沿ったものに改訂してください。
2. 補聴器購入に対する公費助成を充実してください。
3. 要約筆記者派遣事業を拡大してください。

これに対して、部会委員から以下の質問があり、新谷理事長より⇒印のとおり回答しました。

- 団体としての要約筆記利用は差別解消法の合理的配慮を利用すべきではないか？
⇒合理的配慮は、差別された個人に対して提供される配慮であり、団体に対する配慮は、合理的配慮とは区別された解消法第 5 条の環境整備の問題となるのではないかと考える。
- 要約筆記を含む意思疎通支援事業は、地域生活支援業ではなく自立支援給付とするべきではないか？
⇒問題としている要約筆記は団体としての要約筆記利用で、個人を対象とする自立支援給付に馴染まないのではないかと考える。

今は、地域生活支援事業の枠組みで進めてきた団体利用の拡充を優先するのが現実的と思う。

📌 読書バリアフリー法を踏まえた障害福祉関連施策の推進について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長名で3月29日付けにて、都道府県・指定都市・中核市に通知が発出されました。昨年7月に文科省及び厚労省において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を策定した。今後は各地方公共団体においても基本計画を勘案し、読書環境の整備の状況等を踏まえた計画の策定に務め、関連施策について推進することが必要となることから、各施策の実施に係る留意事項について整理した、として通知されたものです。

留意事項

1. 点字図書館における支援体制の強化
 - (1) 情報化対応特別管理費の積極的な活用
 - (2) 利用者の範囲
 - (3) 情報機器の相談及び習得支援、端末機器の貸出等による支援
 - (4) その他
 2. 特定書籍・特定電子書籍の政策、人材養成について
 3. 日常生活用具給付等事業による適切な給付
 4. 読書バリアフリー体制の強化事業等の実施
- 以上となっています。

📌 理事の動き（4/1～4/30）

- 4月 5日 情報コミュニケーション4団体連絡会(オンライン会議) (新谷・佐野)
4月 6日 JDF 障害者差別解消委員会 (オンライン会議) (瀬谷)
4月 19日 厚労省第107回障害者部会 団体ヒアリング (オンライン) (新谷)
4月 23日 事務局会議(オンライン) (新谷・佐野)

📌 5月の予定(5/1～5/31)

- 5月 6日 JDF 幹事会
5月 15日 全難聴第1回理事会
5月 21日 全社協 障害連 総会
5月 25日 成田国際空港UD推進委員会
5月 28日 日本障害者リハビリテーション協会5月理事会